

No. 1

自 令和 5 年 12 月 5 日

日間

至 令和 5 年 月 日

令和 5 年  
第 4 回 四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和5年 第4回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
議案第63号	四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第64号	四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例について	6
議案第65号	四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例及び四国中央市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について	7
議案第66号	四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	8
議案第67号	四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について	12
議案第68号	令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第4号）	14
議案第69号	令和5年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	25
議案第70号	令和5年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	28
議案第71号	令和5年度四国中央市水道事業会計補正予算（第1号）	31
議案第72号	令和5年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	32
議案第73号	愛媛県市町総合事務組合格約の変更について	33
議案第74号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	34
議案第75号	公の施設の指定管理者の指定について	35

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 76 号	公の施設の指定管理者の指定について	36
議 案 第 77 号	市道路線の認定について	37
議 案 第 78 号	物品購入契約の締結について	38
議 案 第 79 号	野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	39

## 議案第 63 号

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例(平成16年四国中央市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第3条第1項中「という。)」の次に「のうちその報酬が月額で定められている者」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 特別職の非常勤職員のうちその報酬が年額で定められている者が年度の中途においてその職に就いたときはその月から、任期満了、辞職又は失職等により特別職の非常勤職員でなくなったときはその月まで月割りにより計算した額の報酬を支給する。

別表教育委員会委員の項中「64,900」を「98,600」に改め、同表公平委員会委員長の項中「10,000」を「11,000」に改め、同表中

「

〃	9,000
---	-------

」を「

〃	10,000
---	--------

」に改め、

同表選挙管理委員会委員長の項中「月額」を「〃」に改め、同表監査委員（議会議員の中から選任された者）の項中「〃」を「月額」に改め、同表農業委員会会長の項中「32,000」を「46,000」に改め、同表同会長職務代理の項中「25,000」を「32,000」に改め、同表中

「

同委員	〃	22,000
-----	---	--------

」を

「

同委員	〃	29,000
-----	---	--------

」に

改め、同表同農地利用最適化推進委員の項中「22,000」を「29,000」に改め、同表固定資産評価審査委員会委員の項中「9,000」を「10,000」に改め、同表選挙長の項中「1選挙につき」を「〃」に、「12,500」を「10,800」に改め、同表選挙投票管理者の項中「選挙投票管理者」

を「投票所の投票管理者」に、「17,000」を「12,800」に改め、同表選挙開票管理者の項中「選挙開票管理者」を「開票管理者」に、「12,500」を「10,800」に改め、同表選挙投票立会人の項中「選挙投票立会人」を「投票所の投票立会人」に、「11,000」を「10,900」に改め、同表選挙開票立会人の項中「選挙開票立会人」を「開票立会人」に、「10,400」を「8,900」に改め、同表選挙立会人の項中「10,400」を「8,900」に改め、同表期日前投票所投票管理者の項中「期日前投票所投票管理者」を「期日前投票所の投票管理者」に、「日額」を「〃」に、「11,200」を「11,300」に改め、同表期日前投票所投票立会人の項中「期日前投票所投票立会人」を「期日前投票所の投票立会人」に改め、同表公民館館長の項中「40,000」を「80,000」に改め、同表公民館運営審議会委員の項を削り、同表スポーツ推進委員の項中「〃」を「年額」に改め、同表社会教育委員の項、図書館協議会委員の項、文化財保護審議会委員の項、少年育成センター運営協議会委員の項及び交流センター運営協議会委員の項を削り、同表本部広報委員の項中「〃」を「年額」に改め、同表隣保館長の項中「40,000」を「80,000」に改め、同表地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の委員の項中「7,200」を「8,000」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び別表の改正規定（同表選挙投票管理者の項中「選挙投票管理者」を「投票所の投票管理者」に改める部分、同表選挙開票管理者の項中「選挙開票管理者」を「開票管理者」に改める部分、同表選挙投票立会人の項中「選挙投票立会人」を「投票所の投票立会人」に改める部分、同表選挙開票立会人の項中「選挙開票立会人」を「開票立会人」に改める部分、同表期日前投票所投票管理者の項中「期日前投票所投票管理者」を「期日前投票所の投票管理者」に改める部分及び同表期日前投票所投票立会人の項中「期日前投票所投票立会人」を「期日前投票所の投票立会人」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

特別職の非常勤職員の報酬を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 64 号

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例について

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例

四国中央市太陽の家条例（平成 24 年四国中央市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 短期入所サービスを行う場合 1 人

第 4 条第 2 号イ中「1 人」を「2 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

太陽の家の短期入所サービスに係る利用定員を増加するため、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 65 号

四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例及び四国中央市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について

四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例及び四国中央市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例及び四国中央市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成 27 年四国中央市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

(四国中央市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市空家等対策協議会条例（平成 28 年四国中央市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

## 議案第 66 号

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 中「及び第 21 条の 3」を「、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 15 条の 6 の 2 中「及び第 21 条の 3」を「、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条の 7 中「第 21 条」の次に「及び第 21 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 18 条第 1 項中「発生し、又は 1 世帯」を「発生した場合又は 1 世帯」に、「増加若しくは減少し、又は」を「増加し、若しくは減少した場合若しくは」に、「若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは」を「、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合若しくは」に、「増加若しくは減少した場合」を「増加し、若しくは減少した場合」に、「又は第 15 条の 8」を「若しくは第 15 条の 8」に、「第 21 条第 1 項各号」を「第 21 条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号」を「、第 21 条の 3 第 1 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第 15 条若しくは第 15 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額若しくは第 21 条の 3 第 4 項第 1 号（同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「発生し、又は」を「発生した日又は」に、「増加若しくは」を「増加し、若しくは」に、「とする。）」



又は」を「) 若しくは」に、「若しくは介護納付金賦課被保険者」を「、若しくは介護納付金賦課被保険者」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「又は第15条の8」を「若しくは第15条の8」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第21条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第21条の3第4項第1号」に改め、「、又は被保険者数が減少し」及び「とする。」を削り、「月割り」を「月割」に改める。

第21条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第2項中「第15条第2項及び第3項の規定中」を「同条第2項及び第3項中」に改める。

第21条の3第1項中「被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を控除して得た額」に改め、同条第2項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「同条第2項及び第3項の規定中」を「第15条第3項中」に改め、同条第3項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「第15条の6の6第2項及び第3項」を「第15条の6の6第3項」に改め、同条第4項中「第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に第21条第1項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同項各号アに定める割合を乗じて得た額（その額に小数点以下第4位未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額」を「第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同項各号アに定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）

第21条の3第5項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「同条第2項及び第3項の規定中」を「第15条第3項中」に改め、同条第6項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「第15条の6の6第2項及び第3項」を「第15条の6の6第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項の規定に該当する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額（第18条の規定により算定した場合にあっては、その算定後の額）から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得

割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する場合には、出産の日。第 27 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第 15 条第 2 項の規定は、前項各号の規定により算定した額の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第 21 条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額（第 18 条の規定により算定した場合にあつては、その算定後の額）から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 21 条第 1 項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同項各号アに定める割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第 15 条第 2 項の規定は、前項各号の規定により算定した額の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 7」と、「65 万円」とある

のは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第27条の2第1項中「届書」を「届出書」に改め、同項第1号中「氏名及び住所」を「世帯主の氏名及び住所」に改め、同条第2項中「に規定する届出」を「の届出書の提出」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第27条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の届出書の提出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の届出書の提出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の届出書の提出を省略することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第18条、第21条第2項、第21条の3及び第27条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第21条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 67 号

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例

四国中央市火災予防条例（平成 16 年四国中央市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等の」を「その筐体には、雨水等の」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。ただし、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの）を除外する。ただし、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 44 条第 13 号中「蓄電池設備」を「蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）」に改める。

別表第3 厨房設備の部中

			据置 型レ ンジ	21kW以 下	80	0	—	0	を
			据置 型レ ンジ	21kW以 下	80	0	—	0	に
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火 焼き 器	—	100	50	50	50	
	不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火 焼き 器	—	80	30	—	30	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の四国中央市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 68 号

### 令和 5 年度四国中央市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,857,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,764,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 分担金及び負担金		478,621	1,092	479,713
	2 負担金	476,121	1,092	477,213
15 国庫支出金		5,934,864	66,448	6,001,312
	1 国庫負担金	4,205,607	43,063	4,248,670
	2 国庫補助金	1,712,912	23,385	1,736,297
16 県支出金		2,642,302	16,447	2,658,749
	1 県負担金	1,636,551	10,836	1,647,387
	2 県補助金	673,288	5,611	678,899
18 寄附金		1,050,997	710,014	1,761,011
	1 寄附金	1,050,997	710,014	1,761,011
19 繰入金		1,956,150	2,107,284	4,063,434
	1 特別会計繰入金	156,000	16,100	172,100
	2 基金繰入金	1,799,850	2,091,184	3,891,034
20 繰越金		1,160,341	955,611	2,115,952
	1 繰越金	1,160,341	955,611	2,115,952
21 諸収入		784,452	4	784,456
	5 雑入	416,576	4	416,580
22 市債		1,935,300	100	1,935,400

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1市債	1,935,300	100	1,935,400
歳入合計		40,907,000	3,857,000	44,764,000



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		253,476	1,091	254,567
	1 議会費	253,476	1,091	254,567
2 総務費		4,263,147	799,635	5,062,782
	1 総務管理費	3,689,305	783,262	4,472,567
	2 徴税費	309,028	4,489	313,517
	3 戸籍住民基本台帳費	189,406	11,798	201,204
	4 選挙費	42,582	132	42,714
	5 統計調査費	8,008	49	8,057
	6 監査委員費	24,818	△95	24,723
3 民生費		16,543,201	610,930	17,154,131
	1 社会福祉費	4,952,897	91,795	5,044,692
	2 老人福祉費	3,979,966	△4,665	3,975,301
	3 児童福祉費	6,300,141	523,990	6,824,131
	4 生活保護費	1,301,337	△190	1,301,147
4 衛生費		3,619,994	321,355	3,941,349
	1 保健衛生費	1,940,639	321,390	2,262,029
	2 清掃費	1,679,355	△35	1,679,320
6 農林水産業費		988,090	1,596	989,686

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	614,566	1,318	615,884
	2 林業費	300,497	753	301,250
	3 水産業費	73,027	△475	72,552
7 商工費		985,631	51,799	1,037,430
	1 商工費	985,631	51,799	1,037,430
8 土木費		3,681,694	132,340	3,814,034
	1 土木管理費	251,493	△576	250,917
	2 道路橋りょう費	1,106,320	1,000	1,107,320
	4 港湾費	253,122	132,300	385,422
	5 都市計画費	1,611,895	△4	1,611,891
	6 住宅費	323,174	△380	322,794
9 消防費		1,464,415	20,099	1,484,514
	1 消防費	1,464,415	20,099	1,484,514
10 教育費		4,008,842	118,948	4,127,790
	1 教育総務費	458,252	△7,750	450,502
	2 小学校費	790,427	70,643	861,070
	3 中学校費	282,953	13,688	296,641
	4 幼稚園費	217,143	△17,743	199,400

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	798,183	△1,886	796,297
	6 保健体育費	1,461,884	61,996	1,523,880
12 公債費		4,945,465	1,792,065	6,737,530
	1 公債費	4,945,465	1,792,065	6,737,530
14 予備費		60,699	7,142	67,841
	1 予備費	60,699	7,142	67,841
歳出	合計	40,907,000	3,857,000	44,764,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	3 児童福祉費	子育て支援推進事業	8,284
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場整備方針策定支援業務	20,856
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持整備事業	23,000
		社会資本整備総合交付金事業	78,800
		市単道路改良事業	26,185
		市単道路改良事業 (過疎対策事業分)	15,000
		道路メンテナンス事業	24,000
	3 河川費	市単河川改良事業	31,000
	4 港湾費	港湾施設整備事業	1,936

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
		千円
広報紙発行業務	令和5年度から 令和6年度まで	19,632
庁舎整備事業	令和6年度	1,650
市発足20周年記念事業	令和5年度から 令和6年度まで	15,000

事 項	期 間	限 度 額
高 等 学 校 生 徒 下 宿 等 支 援 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,400
国 際 紙 製 品 展 示 会 出 展 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	28,500
市 民 文 化 ホ ー ル 指 定 管 理 業 務	令和5年度から 令和10年度まで	630,000
太 陽 の 家 整 備 事 業	令和6年度	37,830
保 健 セ ン タ ー 整 備 事 業	令和6年度	38,049
伊 予 三 島 駅 南 口 駐 輪 場 整 備 事 業	令和6年度	3,304
霧 の 森 ・ 霧 の 高 原 指 定 管 理 業 務	令和5年度から 令和10年度まで	83,405
霧 の 森 交 湯 ～ 館 指 定 管 理 業 務	令和5年度から 令和10年度まで	127,150
霧 の 森 交 湯 ～ 館 整 備 事 業	令和6年度	77,081
消 防 団 詰 所 整 備 事 業	令和6年度	41,491
小 学 校 施 設 整 備 事 業	令和6年度	12,596
中 学 校 施 設 整 備 事 業	令和6年度	10,823
新 宮 小 規 模 特 認 校 事 業 (令和6年度校区外児童・生徒送迎)	令和5年度から 令和6年度まで	31,592
I C T 教 育 推 進 事 業 (小 学 校)	令和5年度から 令和6年度まで	16,679
I C T 教 育 推 進 事 業 (中 学 校)	令和5年度から 令和6年度まで	12,378
土 居 総 合 体 育 館 指 定 管 理 業 務 (追 加)	令和6年度から 令和8年度まで	9,000

事 項	期 間	限 度 額
川之江埋立グラウンド整備事業	令和6年度	千円 6,000
土居総合体育館整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	21,054
浜公園川之江野球場整備事業	令和6年度	29,721

#### 第4表 地方債補正

(追 加)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
EV自動車整備事業	千円 8,700	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
県営港湾改良事業	124,700	同 上	同 上	同 上

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	千円 5,800	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 8,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
現年度農業用施設 単独災害復旧事業	1,500	同 上	同 上	同 上	1,600	同 上	同 上	同 上
現年度林業用施設 単独災害復旧事業	3,400	同 上	同 上	同 上	3,800	同 上	同 上	同 上
現年度河川単独 災害復旧事業	1,000	同 上	同 上	同 上	500	同 上	同 上	同 上

(廃止)

起債の目的	限度額	備考
市単道路改良事業	千円 100,000	
江之元地区再開発事業	36,200	



## 議案第 69 号

令和 5 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,225,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 県支出金		6,734,763	5,086	6,739,849
	1 県補助金	6,734,762	5,086	6,739,848
5 繰入金		1,052,186	△32,133	1,020,053
	1 他会計繰入金	878,796	△32,622	846,174
	2 基金繰入金	173,390	489	173,879
6 繰越金		1	45,827	45,828
	1 繰越金	1	45,827	45,828
7 諸収入		39,242	24,096	63,338
	3 雑入	35,239	24,096	59,335
8 国庫支出金		0	124	124
	1 国庫補助金	0	124	124
歳 入 合 計		9,182,000	43,000	9,225,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		200,629	△4,251	196,378
	1 総務管理費	163,453	△4,067	159,386
	2 徴収費	27,581	511	28,092
	4 医療費適正化特別対策事業費	9,258	△695	8,563
5 保健事業費		79,982	78	80,060
	1 保健事業費	79,982	78	80,060
7 諸支出金		60,406	46,191	106,597
	1 償還金及び還付加算金	51,350	30,091	81,441
	2 繰出金	9,056	16,100	25,156
8 予備費		3,071	982	4,053
	1 予備費	3,071	982	4,053
歳 出 合 計		9,182,000	43,000	9,225,000

## 議案第 70 号

### 令和5年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,562,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 国庫支出金		2,718,868	△1,082	2,717,786
	2 国庫補助金	764,268	△1,082	763,186
5 県支出金		1,552,163	△1,691	1,550,472
	2 県補助金	63,713	△1,691	62,022
7 繰入金		1,862,627	△6,227	1,856,400
	1 他会計繰入金	1,775,746	△4,204	1,771,542
	2 基金繰入金	86,881	△2,023	84,858
歳 入 合 計		11,571,000	△9,000	11,562,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		240,562	△517	240,045
	1 総務管理費	191,670	△517	191,153
3 地域支援事業費		436,026	△8,787	427,239
	3 包括的支援事業・任意事業費	136,954	△8,787	128,167
7 予備費		962	304	1,266
	1 予備費	962	304	1,266
歳 出	合 計	11,571,000	△9,000	11,562,000

# 議案第 71 号

## 令和 5 年度四国中央市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度四国中央市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度四国中央市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	2,282,000 千円	△20,059 千円	2,261,941 千円
第 1 項 営業費用	2,051,464 千円	△20,085 千円	2,031,379 千円
第 2 項 営業外費用	223,561 千円	26 千円	223,587 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 843,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118,824 千円及び過年度分損益勘定留保資金 724,176 千円」を「不足する額 843,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118,824 千円、減債積立金 114,387 千円及び過年度分損益勘定留保資金 609,789 千円」に改める。

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	248,000 千円	△20,085 千円	227,915 千円

令和 5 年 12 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

# 議案第 72 号

## 令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 新宮工業用水道事業費用	873,100千円	△1,464千円	871,636千円
第 1 項 営業費用	805,628千円	△1,484千円	804,144千円
第 2 項 営業外費用	65,014千円	20千円	65,034千円
第 2 款 柳瀬工業用水道事業費用	131,500千円	△154千円	131,346千円
第 1 項 営業費用	116,556千円	△165千円	116,391千円
第 2 項 営業外費用	12,488千円	11千円	12,499千円
第 3 款 富郷工業用水道事業費用	1,823,400千円	74千円	1,823,474千円
第 1 項 営業費用	1,509,068千円	71千円	1,509,139千円
第 2 項 営業外費用	312,207千円	3千円	312,210千円
合 計	2,828,000千円	△1,544千円	2,826,456千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額1,483,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,284千円、減債積立金44,721千円、建設改良積立金71,896千円、過年度分損益勘定留保資金495,669千円及び当年度分損益勘定留保資金857,430千円」を「不足する額1,483,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,284千円、減債積立金520,853千円、建設改良積立金71,896千円、過年度分損益勘定留保資金495,067千円及び当年度分損益勘定留保資金381,900千円」に改める。

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	149,061千円	△1,578千円	147,483千円

令和 5 年 12 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実



## 議案第 73 号

愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合理約を次のとおり変更する。

令和5年12月5日提出

四国中央市長 篠原 実

愛媛県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

愛媛県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合理約（平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項構成団体の欄中「大洲市」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体である大洲市の脱退に伴い、愛媛県市町総合事務組合理約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 74 号

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

令和 6 年 3 月 31 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。

令和 5 年 12 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産については、令和 6 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

### 提 案 理 由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体である大洲市の脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、議会の議決を求めらるものである。

## 議案第 75 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
四国中央市市民文化ホール	四国中央市金生町下分 1427 番地 NPO 法人四国中央市公共施設管理 運営センター 理事長 谷 博文	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提 案 理 由

四国中央市市民文化ホールの効果的かつ効率的な管理運営を図るため、NPO 法人四国中央市公共施設管理運営センターを指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 76 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
四国中央市新宮観光 交流施設 霧の森 霧の高原 霧の森交湯～館	四国中央市新宮町馬立 4491 番地 1 株式会社やまびこ 執行役 東澤 博	令和 6 年 4 月 1 日から  令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提 案 理 由

四国中央市新宮観光交流施設の効果的かつ効率的な管理運営を図るため、株式会社やまびこを指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 77 号

### 市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

#### 1 認定する市道路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
31067	亀ヶ久保線	土居町蕪崎	土居町蕪崎	

#### 提 案 理 由

市道路線を認定することに伴い、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 78 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 35m級先端屈折式はしご付消防自動車購入                      |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                    |
| 3 契約金額   | 246,400,000円                              |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町1丁目10番地1<br>株式会社岩本商会<br>代表取締役 仙波 誉子 |

### 提案理由

35m級先端屈折式はしご付消防自動車の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 79 号

野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

野田財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例(平成22年四国中央市条例第3号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年12月5日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市土居町野田	濱田 恭彦		新任